

地域密着型サービス事業所等の指定に係る意見について (意見聴取事項・事後審議)

1 指定地域密着型通所介護事業所 2 事業所

(1) サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。それにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。利用者定員は19名未満。

(2) 指定申請案件

デイサービス Free Fit

申請者	神奈川県横浜市港北区大曽根1-20-2 株式会社のんびり 代表取締役 小田嶋 公理
事業所名称	デイサービス Free Fit
事業所の所在地	横須賀市浦郷町3-64
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和6年9月1日
利用定員	10人
実施単位数	2単位
営業日	月曜日から金曜日 (祝日を含む。12月30日～1月3日まで休業)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	1単位目: 9:00～12:05 2単位目: 13:25～16:30
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	なし

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（デイサービス Free Fit）
人 員 基 準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1	適正に配置 （介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者1人）
		次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員	提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時1以上の介護職員を配置
		提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1	
		単位ごとに常時1人以上	
	利用定員 11人以上	看護職員は、看護師又は准看護師	
		専従1以上	
		看護師又は准看護師	
		提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上	
		単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤1人 （管理者と兼務） 介護職員常勤1人
		機能訓練指導員	機能訓練指導員

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（デイサービス Free Fit）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$60.26 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置(扉のある部屋)
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

デイサービス Free Fit 位置図



A hand-drawn sketch of a triangle with a vertical line passing through it, labeled 'N'.



【現地写真】 デイサービス Free Fit
(令和6年8月21日撮影)



① 外観



② 食堂兼機能訓練室 1



③ 食堂兼機能訓練室 2



④ 静養室



⑤ 静養室 (外から)



⑥ 相談室

【現地写真】 デイサービス Free Fit
(令和6年8月21日撮影)



⑦ 多機能トイレ



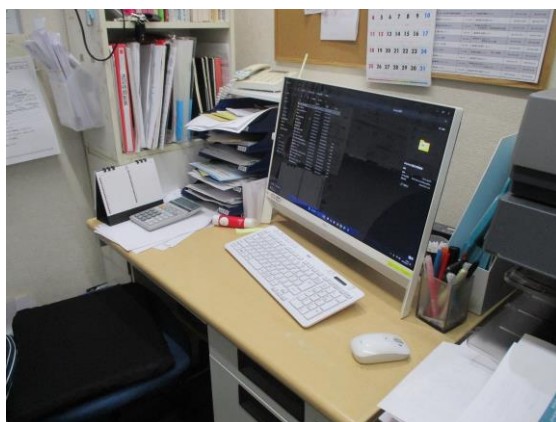
⑧ トイレ



⑨ 洗面台



⑩ 消火器



⑪ 事務室



⑫ 鍵付書庫



⑬ 誘導灯

②通所介護事業所ありがとう 佐野店

申 請 者	神奈川県横浜市中区不老町 1 - 6 - 10 苗場ビル 3 F - A アールウィズ株式会社 代表取締役 有光 龍也
事 業 所 名 称	通所介護事業所ありがとう 佐野店
事 業 所 の 所 在 地	横須賀市佐野町 1 - 11 - 5
サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
事 業 開 始 日	令和 6 年 9 月 1 日
利 用 定 員	9 人（1 単位 5 人、2 単位 4 人）
実 施 単 位 数	2 単位
営 業 日	月曜日から金曜日 （祝日を含む。12月29日～1月3日まで休業）
営 業 時 間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～16:00
通常の事業の実施地域	横須賀市
利 用 料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	昼食代 800円 おやつ代 150円 おむつ・リハビリパンツ 100円 パッド 50円 教養娯楽費 実費

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（通所介護事業所ありがとう 佐野店）
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 （介護福祉士1人）
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 単位ごとに常時1人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時1以上の介護職員を配置
	利用定員 11人以上	看護職員 専従1以上 看護師又は准看護師	/
		介護職員 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤 1人 （管理者と兼務） 介護職員常勤 1人
	機能訓練指導員	1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	理学療法士 1人

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要 件	指定案件（通所介護事業所ありがとう 佐野店）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	(1単位) $17.79 \text{ m}^2 \geq 15 \text{ m}^2$ (2単位) $12.46 \text{ m}^2 \geq 12 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置（カーテンを設置）
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置（静養室はカーテンを設置）
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員 9 人

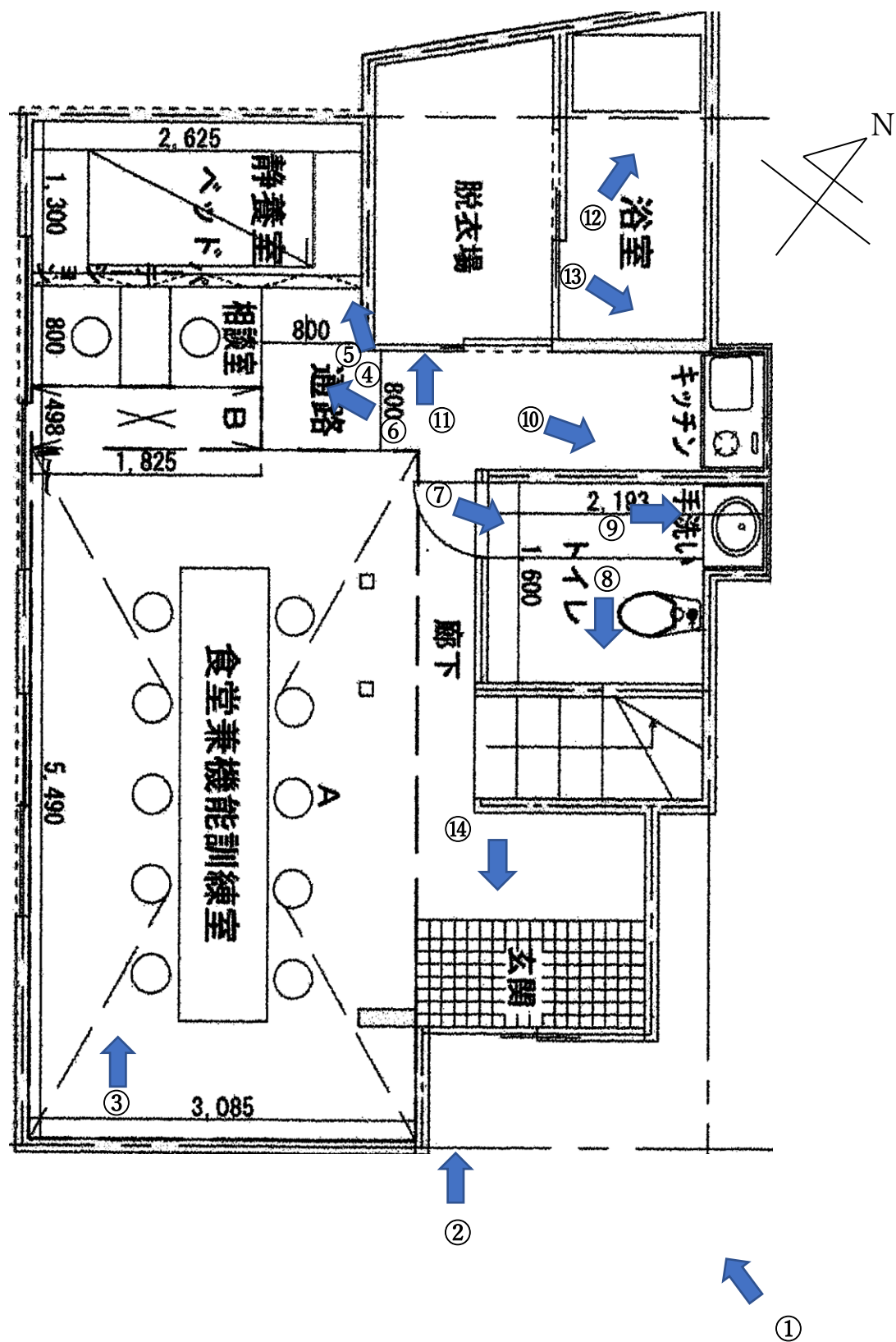
「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

通所介護事業所ありがとう 佐野店 位置図

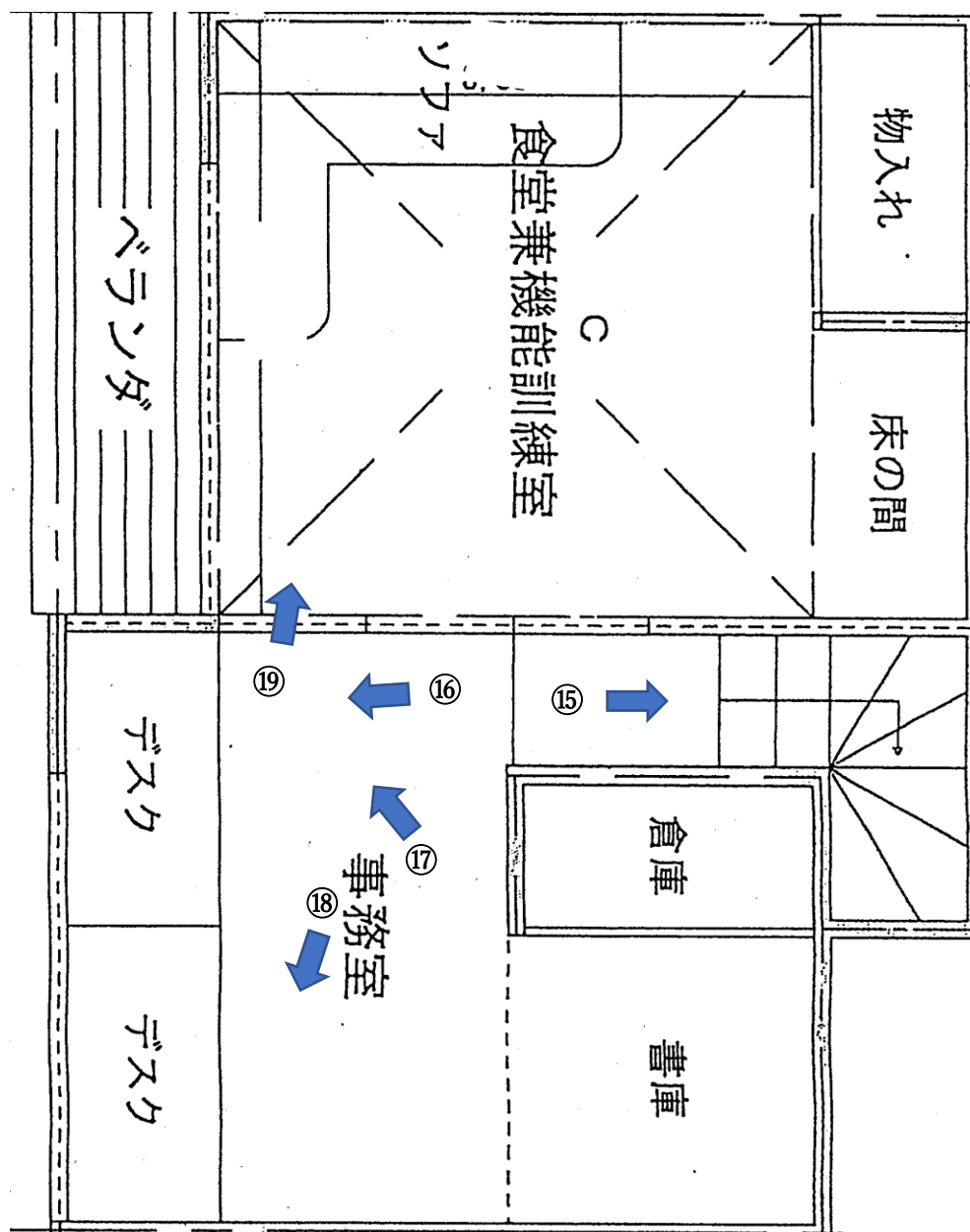


通所介護事業所ありがとう 佐野店 平面図

1 階 (1 単位)



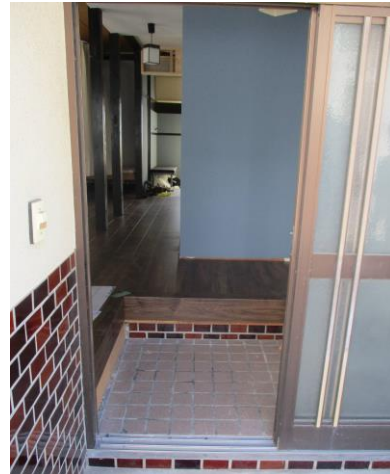
2階（2単位）



【現地写真】通所介護事業所ありがとう 佐野店
(令和6年8月26日撮影)



① 外観



② 玄関

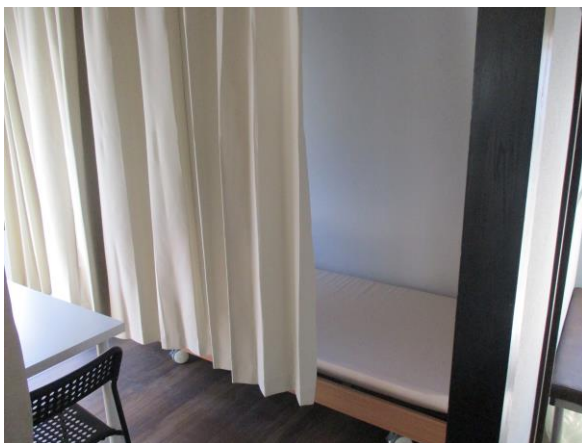
【1階】



③ 食堂兼機能訓練室



④ 静養室



⑤ 静養室（カーテンを半分閉めたところ）



⑥ 相談室

【現地写真】 通所介護事業所ありがとう 佐野店
(令和6年8月26日撮影)



⑦ トイレ



⑧ トイレのブザー



⑨ 洗面台



⑩ 消火器

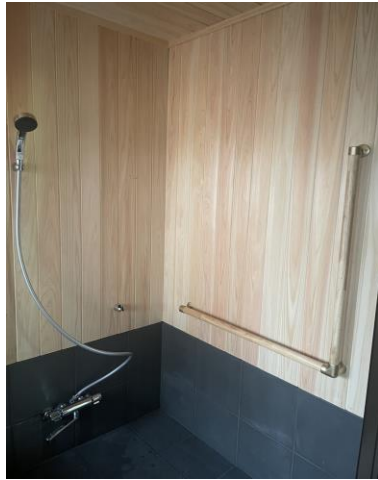


⑪ 脱衣室



⑫ 浴室

【現地写真】 通所介護事業所ありがとう 佐野店
(令和6年8月26日撮影)

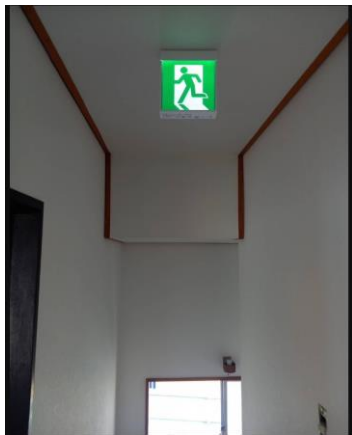


⑬ 浴室②



⑭ 誘導灯

【2階】



⑮ 誘導灯



⑯ 事務室



⑰ 消火器



⑱ 鍵付き書庫



⑪ 機能訓練室

2 指定認知症対応型共同生活介護事業所 1 事業所

(1) サービスの概要

認知症である利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と、機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。

(2) 指定申請案件

①花物語はまゆう根岸町

申 請 者	神奈川県横浜市青葉区みたけ台 5-10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江頭 瑞穂
事業所名称	花物語はまゆう根岸町
事業所の所在地	横須賀市根岸町 4-10-10
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業開始日	令和 6 年 8 月 1 日
利用定員	9 人
共同生活住居数	1 ユニット
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	家賃 55,500 円 食材費 36,000 円 管理費 23,000 円 光熱水費 25,000 円 理美容代、オムツ代、パット代、教養娯楽費等、その他日常生活上必要な費用 実費
協力医療機関	湘南病院 横須賀南クリニック 石井歯科医院

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

区 分	要 件	指定案件 (花物語はまゆう根岸町)
人 員 基 準	事業の代表者	当該事業所を運営する法人の役員として、介護事業の経営に携わった経験を有する。
		認知症対応型サービス事業開設者研修 令和2年2月修了
	管理者	常勤兼務（計画作成担当者と兼務）
		認知症対応型共同生活介護事業所等において、3年以上の認知症高齢者の介護に従事
		認知症対応型サービス事業管理者研修 平成28年12月修了
	計画作成担当者	適正に配置（1名配置）
		適正に配置（1名配置）
		認知症介護実践者研修 平成23年1月修了
	介護従業者	適正に配置 (常勤換算で3人以上配置)
		適正に配置（1名配置）
		適正に配置（常勤1名配置）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の指定基準

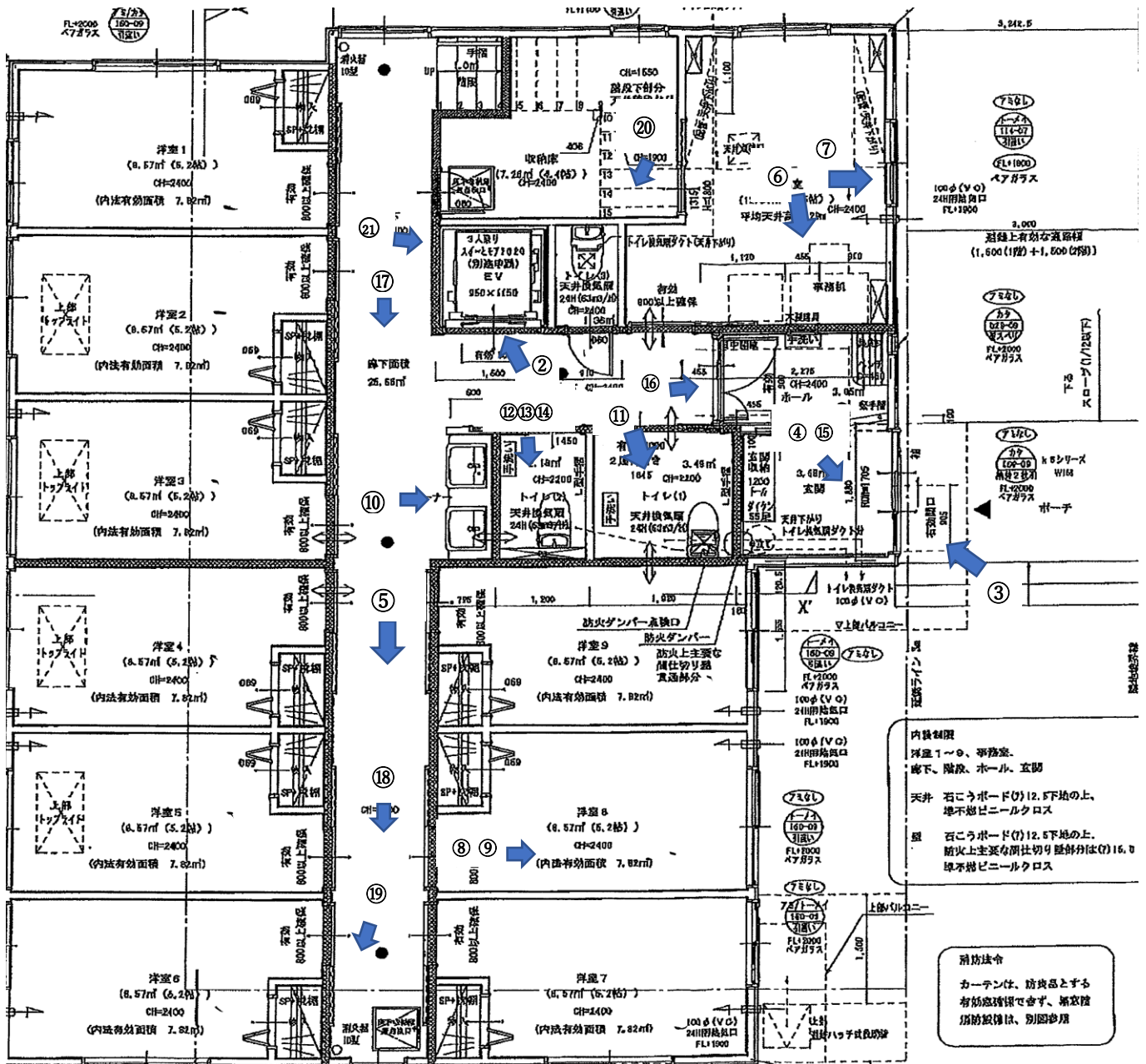
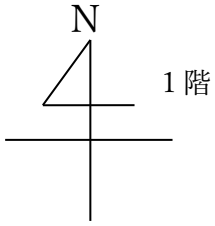
区 分		要 件	指定案件 (花物語はまゆう根岸町)
設備基準	共同生活住居	1 又は 2 ユニット	1 ユニット
	入居定員	5 人以上 9 人以下（1 ユニットあたり）	9 人
	居室	定員は 1 名。ただし、利用者の処遇上必用と認められる場合は 2 名可能。 ----- 床面積は 7.43㎡以上	個室 9 室 最小の居室面積は 7.82㎡
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	スプリンクラー、消火器、誘導灯、火災通報装置

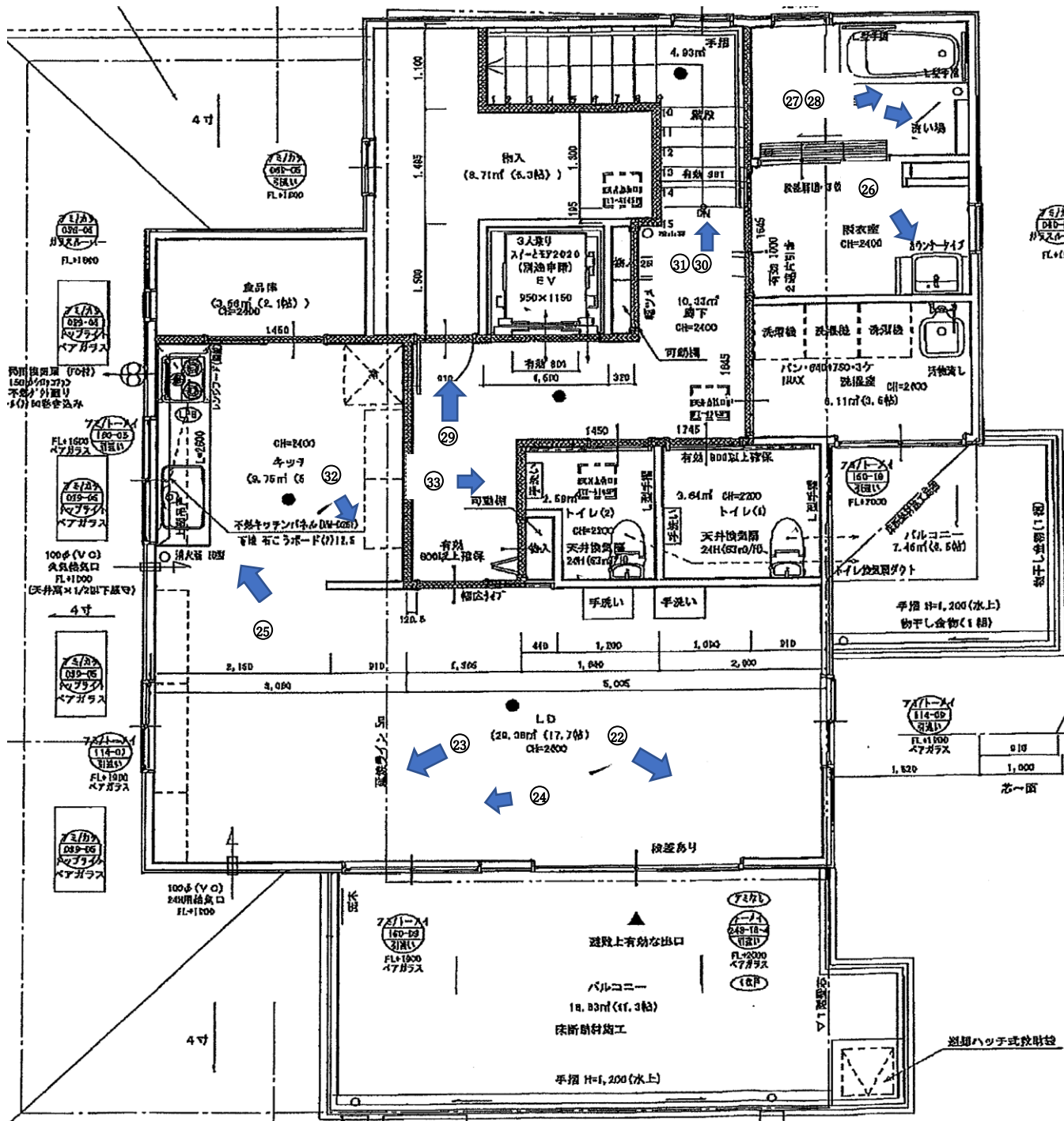
「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第31号）に適合します。

花物語はまゆう根岸町 位置図



花物語はまゆう根岸町 平面図





【現地写真】 花物語はまゆう根岸町
(令和6年7月19日撮影)

【1階】



① 外観



② エレベーター



③ 玄関（外から）



④ 玄関



⑤ 廊下



⑥ 事務室

【現地写真】花物語はまゆう根岸町
(令和6年7月19日撮影)



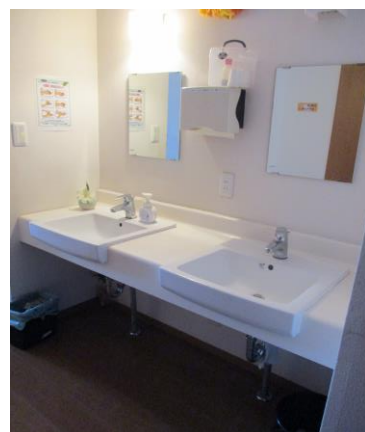
⑦ 火災通報装置



⑧ 居室



⑨ 居室スプリンクラー



⑩ 手洗い



⑪ トイレ



⑫ トイレ2

【現地写真】花物語はまゆう根岸町
(令和6年7月19日撮影)



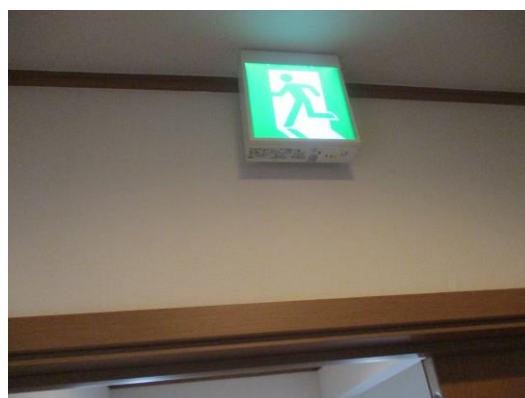
⑬ 手洗い



⑭ トイレのブザー



⑮ 誘導灯



⑯ 誘導灯



⑰ 誘導灯



⑱ 誘導灯

【現地写真】花物語はまゆう根岸町
(令和6年7月19日撮影)



①⑨ 消火器



②⑩ 消火器



②⑪ 火災報知器

【2階】



②② 居間兼食堂



②③ 居間兼食堂2

【現地写真】花物語はまゆう根岸町
(令和6年7月19日撮影)



㊹ 食堂兼居間スプリンクラー



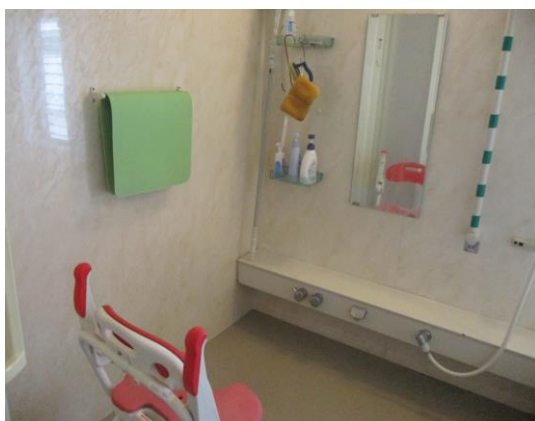
㊺ 台所



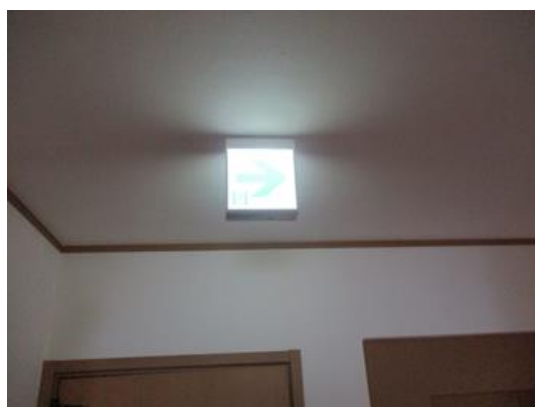
㊻ 洗面所



㊼ 浴室

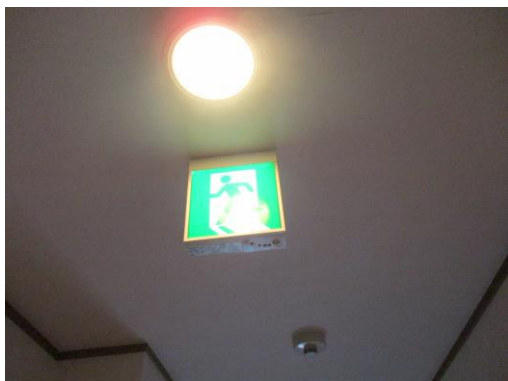


㊽ 浴室2



㊾ 誘導灯

【現地写真】花物語はまゆう根岸町
(令和6年7月19日撮影)



㊼ 誘導灯



㊽ 消火器



㊾ 消火器



㊿ 火災報知器